

都市農業振興基本計画（案）に係る パブリックコメントの概要

1. 期間

平成28年1月30日～2月28日（30日間）

2. 意見の提出者数及び提出意見の数

92の個人・団体から365件の意見を受領

3. 提出主体の内訳

- ・個人：21人
- ・地方公共団体：6団体
- ・農業協同組合：28団体
- ・農業関連団体：19団体
- ・一般法人：9法人
- ・その他：9件

4. 主な提出意見の概要

【はじめに】

○農業関連団体の追加関係（4件）

- ・都市農業の振興に当たって連携すべき主体として、農業関連団体等を追加すべき。

【第1 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針】

（1）都市農業の担い手関係（11件）

- ・将来にわたる担い手としては家族経営を基本とすべき。
- ・企業の農業参入については、新たな発展が見込まれる一方、利益が出ないとすぐに撤退してしまい、結果として農地が荒れてしまう懸念もある。
- ・都市農業者が誇りを持って農業に従事できるようにすることが、都市農地の保全には一番重要である。

(2) 都市農地における農業施策の本格展開関係（14件）

- ・農業振興地域において実施されている土地改良事業や中間管理事業等の本格的な農業振興施策を都市農地でも実施できるようにすべき。
- ・生産緑地も重要な生産基盤であり、市街化調整区域と同様、農業経営基盤強化促進法にもとづく利用権設定の対象にすべき。

(3) 農地の貸借関係（8件）

- ・農地の所有と利用が分離されれば均分相続が促進され、農地以外に転用される可能性が高まる懸念があることに留意すべき。

(4) 土地利用規制関係（5件）

- ・新たな土地利用規制を導入するのであれば、規制ではなくルールのような位置づけをすべき。

【第2 都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策】

(1) 都市農業の担い手の確保関係（6件）

- ・農業者の育成や技術向上の観点からは、農業者同士のネットワークの構築支援が重要であり、地方公共団体や農協がこうしたネットワークのコーディネーターの役割を担うことを記載すべき。

(2) 逆線引き関係（7件）

- ・逆線引きは、地価の低下等を招き、相続で農地を売却せざるを得ない状況になった場合不利になることが懸念されるため、活用は難しい。

(3) 生産緑地関係（54件）

- ・生産緑地の追加指定をより積極的に行うべき。（類似意見3件）
- ・生産緑地指定の下限面積の緩和を行うべき。（類似意見10件）
- ・生産緑地所有者に営農意欲があるにもかかわらず、他に起因する理由で面積基準を欠いた場合（道連れ解除）となった場合にも、生産緑地の指定を継続する措置を設けるべき。（類似意見6件）
- ・生産緑地地区指定から30年経過後の対策についても併せて検討すべき（類似意見7件）

(4) 税制措置関係 (80件)

- ・市街化区域内農地の多様な機能を評価し、固定資産税について軽減措置を講ずるべき。(類似意見14件)
- ・相続税納税猶予適用農地の貸借を認めるべき (類似意見18件)
- ・農業用施設、屋敷林、畜舎等の用に供する土地についても相続税納税猶予を適用すべき (類似意見18件)

(5) 農産物の地元での消費促進関係 (11件)

- ・「伝統野菜」は地元の農産物への理解を促す上で重要な役割を果たすものである。
- ・東京オリンピック・パラリンピックなどのイベントは、世界規模での都市農業PRにもなる。
- ・学校給食における地場産農産物の利用を促進する事業を創設して生産者組織や自治体、学校の取組を積極的に支援すべき。

【第3 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項】

○地方計画の策定関係 (15件)

- ・地方計画の策定には、農業部局、都市計画部局はもちろん、財政部局等も関連することから、これらの連携に留意すべき。
- ・地方計画の策定に関し、地域の実情把握等の期間を考慮したうえで、一定の策定期日（目安）を国が示すべき。
- ・地方公共団体が迅速かつ円滑に「地方計画」を策定できるよう、国はマニュアル等の提供に配慮すべき。

5. 都市農業振興基本計画に係る日程

3月25日 食料・農業・農村審議会 農業農村振興整備部会

4月8日 社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会及び新たな時代の都市マネジメント小委員会合同会議

4月上旬～中旬 各省協議

4月下旬 基本計画の閣議決定